

【第6回】

# 横須賀港 浅海域保全・再生研究会

日時：平成26年(2014年) 2月3日 (月) 14時～

会場：横須賀市役所消防局庁舎災害対策本部室



横須賀市 港湾部

# 1 主な意見とその対応（1）

分類	No.	意見等（概要）	考え方（対応方針）案
1. 事業採択へ向けての進め方等	1	<p>国の事業スキームに当てはまる候補地を国へ提示して財源を確保することが重要であり、まずは国交省、整備局、港湾事務所と個別に相談し、適切な指導を受けることが大切ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【近藤委員長】</p>	<p>財源確保を念頭において、まずは国や市の関係部署との調整を進めていきたい。</p>
	2	<p>今般、新規事業採択は厳しいため、直轄事業で行う場合には、防災面でのB/Cを算出することも有効であることから、おおよその被害状況や便益、コストを出しておく必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【山縣委員】</p>	<p>国等との調整の中で、地震や津波などに対する整備効果等を示しつつ、B/Cの算出など整理すべき事項を確認しながら進めていきたい。</p>
	3	<p>横須賀港での整備が地震や津波に対するBCPや港湾緑地等の環境面において、関東圏にどの程度の意味を持つのか考え、新しいコンセプトを作ることもあり得る。また、日本経済との繋がりも課題であり、東京湾再生のための行動計画（第二期）に横須賀市の事業を位置付けることを検討してはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【近藤委員長】</p>	<p>広義な視点での要素も検討も行いながら、新たなコンセプトや枠組みの構築などが必要であれば柔軟に取り組んでいきたい。</p>

# 1 主な意見とその対応（2）

分類	No.	意見等（概要）	考え方（対応方針）案
2. 関係者の 取り組み	4	横須賀港の昔と今を対比させ海岸の変遷を見せることで、「何とかしなければ」と市民の心に響くイベントを開催するべきではないか。 【堀口委員】	横須賀港の経緯や現状について、市民の課題認識や行政との共通認識が得られるような場の提供について、今後検討していきたい。
3. NPOとの 連携・ 協働	5	成功事例は何らかのインセンティブが与えられていると思われる。みなと総研等からNPOの資金調達の現状に関する資料を提供していただき、市民や事業者が共に利益を得られる関係構築やNPO育成のための参考としてはどうか。 【近藤委員長・岡田委員】	NPOの活動資金の現状については、みなと総研からも情報提供を受けていきたい。 また、NPOや市民との連携・協働、支援については、横須賀市の「まちかど里親制度」や現在実証試験中の「ボランティアポイント制度」の利用なども含めて、様々な手法について検討していきたい。
	6	NPOや市民と連携・協働した維持管理を行う場合には、活動への対価を支払うことも検討してはどうか。 【岡田委員】	
	7	NPOで活動する人の生活を支えるくらいの行政支援や活動実績のある人をリーダーに据えることも必要ではないか。 【今井委員】	

# 1 主な意見とその対応（3）

分類	No.	意見等（概要）	考え方（対応方針）案
4. 検討組織	8	民間資金の活用や民間利用を促そうとしているが、今の検討組織案では民間事業者が意見を言える場がなく、利活用する段階になって事業者に「活用してください」という形に見える。 【岡田委員】	検討が進む中で、民間事業者との意見交換や合意形成をする機会や場を作っていきたい。対象とする民間事業者や時期については、今後検討していきたい。
	9	民間事業者にとっては環境面への負担（お金）は企業利益にならないことから、結果的に市民の負担（税）になる恐れがあることも、今後意見交換会等で話し合う必要がある。 【近藤委員長】	
5. 検討項目	10	水質調査やモニタリング等を予定しているが、実施の際には調査目的を明確にする必要がある。 【秋元委員】	目的や趣旨などを明確にしたうえで、調査やモニタリング等を実施していきたい。
	11	維持費がかからない構造の検討なども検討してはどうか。 【秋元委員】	

# 1 主な意見とその対応（4）

分類	No.	意見等（概要）	考え方（対応方針）案
5. 検討項目	12	<p>この事業は東京湾の中では小さな規模の事業であるが、東京湾全体の環境を良くするための手段や見本となるよう、港湾機能を持ちながら、環境を良くしていくことを盛り込んでいただきたい。 【今井委員】</p>	<p>東京湾の中での横須賀港の役割や現状を踏まえて、東京湾全体の環境改善への直接的・間接的影響も見据えながら、検討していきたい。</p>
	13	<p>現在、各関係者や団体が実施している取り組みについても今後の整備計画の検討の中で反映させることが必要ではないか。 【今井委員・本多委員】</p>	<p>予定している検討会と並行して、各関係者との意見交換会やワークショップ等を開催し、現在の取り組みや整備後の取り組み等についても意見交換を行いながら、整備計画に反映させていきたい。</p>
6. その他	14	<p>横須賀港は自然海岸が残る貴重な場所であり、現在も走水ではあさり漁、久里浜ではわかめ漁が行われている。整備計画の検討にあたっては貴重な自然をできるだけ保全する形で計画を策定していただきたい。 【秋元委員・斉藤委員】</p>	<p>漁業者等の関係者からご意見を伺いながら、残されている良好な自然を保全できるよう、環境に配慮した整備計画としていきたい。</p>

# 1 主な意見とその対応（5）

分類	No.	意見等（概要）	考え方（対応方針）案
7. 意見書・報告書について	15	<p>事業実施や財源確保のためにも、実現性が高く意義のある事業であることを市長や国等に説得できる内容とするためには、委員も協力して意見書・報告書の内容を精査しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">【堀口委員】</p>	<p>ご意見を参考に意見書案・報告書案を作成し、先般、各委員への意見照会させていただいた結果を反映させ、今回修正案をお示ししている。（資料2、3）</p>
	16	<p>意見書には、実際の事業のハードルも含めて、次の段階に進むためのプロセス等の意見を示し、引き続き検討を求めていく内容としていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【本多委員・藤田委員】</p>	<p>意見書案・報告書案には、今後検討していく課題、留意点、検討すべき事項、また、検討組織や手法など、段階を踏みながら検討を進めていくことを記載した。（資料2、3）</p>
	17	<p>報告書については、走水は水源の確保、追浜は環境やエネルギー施設の保全のためなど必要性を先に述べてから今後の整備について触れるのがよいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【近藤委員長】</p>	<p>走水水源地先の海岸侵食防止や追浜の環境・エネルギー施設の防護については、報告書案の中に期待する機能として盛り込み、それを実現するための施設等についても記載した。（資料3）</p>

# 1 主な意見とその対応（6）

分類	No.	意見等（概要）	考え方（対応方針）案
7. 意見書・報告書について	18	<p>事前に漁業者と調整し、理解を得た意見書・報告書にしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【今井委員】</p>	<p>今回の意見書・報告書はこの研究会での研究・検討経過やいただいたご意見などを市長等に報告することを目的としている。漁業者や市民等との調整については、いただいたご意見のとおり必要不可欠であるため、次のステップに進んだ段階で早目を実施していきたい。</p>
	19	<p>漁業者との調整については、意見書に盛り込み、早めに調整を進める旨を示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【藤田委員】</p>	<p>今後の検討における留意する事項等として、報告書案に記載した。（資料3）</p>

# (案)

平成 26 年 (2014 年) 月 日

横須賀市長 吉 田 雄 人 様

横須賀港浅海域保全・再生研究会  
委員長 近 藤 健 雄

## 横須賀港における浅海域の保全・再生のあり方について (報告)

「横須賀港浅海域保全・再生研究会」では、平成 24 年 7 月に第 1 回の研究会を開催して以降、6 回に亘り横須賀港における浅海域の保全・再生のあり方について検討してまいりました。

学識経験者、関係行政機関、事業者、市民団体等で構成する本研究会では、横須賀港において、人びとが海に親しめ、かつ、生き物の繁殖・生育の場としての効果や海の自浄能力を高める効果が期待できる浅海域を取り戻すため、場所の選定、利活用や整備の方法などについて、自然環境、生態系、集客による経済効果、費用対効果、防災・侵食対策などの観点から活発な議論、意見交換、先進事例研究などを重ね、今後、具体的な整備計画等の策定に向けた指針となるよう、「横須賀港浅海域保全・再生研究会報告書」を冊子として取りまとめましたので報告します。

なお、市長におかれましては、横須賀港における浅海域の保全・再生を推進するに当たり、下記の事項について十分に意を用いていただき、主要な政策の 1 つとしての認識をもって、その実現に向けて積極的に取り組まれることを期待します。

## 記

- 1 横須賀港は東京湾の中でも自然環境が多く残っていることから、将来の子どもたちに横須賀のより良い海辺環境を引き継ぐことに努めること。
- 2 将来に亘り市民が海の恵みを享受できるよう、海を身近に感じ、海に親しめる場の創出を様々な観点から検討を進め、積極的に取り組むこと。
- 3 本研究会として、利活用の可能性や環境保全・改善の必要性を考慮して選定した 3 つの候補地を中心に具体的な検討をさらに進めること。
- 4 整備計画の策定に当たっては、自然環境、生態系の保全に配慮するとともに、防災・侵食対策、また、集客効果など地域経済の活性化に資する計画とすること。
- 5 今後、地域住民や関係事業者などを含めた検討組織を設置し、海を利用する全ての人が良好な関係で共存できるように、地域と一体となった計画策定、維持管理が行えるよう努めること。
- 6 財政状況が厳しい中ではあるが、国等の直轄 (補助) 事業として採択されるような工夫をするとともに、民間資本の活用等も視野に入れて財源の確保に努め、併せて必要となる予算措置に努めること。



(案)

# 横須賀港浅海域保全・再生研究会 報告書



平成26年(2014年)3月  
横須賀港浅海域保全・再生研究会

はじめに

横須賀港は東京湾の南西に位置し、海岸線は多数の入り江を形成する天然の良港です。このため、明治以降、軍港として栄え、現在も海上自衛隊やアメリカ海軍の拠点であるほか、北部を中心に特に完成自動車や自動車部品等の生産・流通拠点として重要な港湾となっています。

猿島や観音崎をはじめ、自然海岸や緑が残る東京湾の中でも自然環境に恵まれた港湾ではありますが、古くからの海軍施設、工業用地としての埋立てや近年の宅地等の造成に伴う埋立てにより、自然海岸が減少し、人工護岸が増える中、市民が直接海に触れ合える場所が限られているのが現状です。

また、閉鎖性が高い東京湾内に位置し、一部の海域では生活排水など陸域からの負荷によって水質、底質の悪化が見受けられるとともに、貝類や甲殻類、一部魚種の漁獲量が減少しているなど、海域環境の改善の必要性が高い地域もあります。

このような状況を踏まえ、横須賀市において「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」のリーディングプロジェクト、及び、その下位計画である「横須賀港港湾環境計画」の中間評価における重点施策として、人びとが海に親しめて、生き物の繁殖・生育の場にもなり、また、海の自浄能力を高めることができる干潟や藻場など浅海域の保全・再生を推進していくことが位置付けられ、平成 24 年 7 月に学識経験者や関係行政機関、事業者で構成する「横須賀港浅海域保全・再生研究会」が設置されました。

本研究会は、これまで 6 回に亘る会議や委員による事例発表、また、大分県別府港海岸などの先進事例視察などを重ね、横須賀港の現状を踏まえながら保全・再生に取り組む場所の選定、利活用や整備の方法、課題等について研究・検討を行ってきました。

この度、約 2 年間の研究会設置期間を終えるにあたり、今後の具体的な整備計画等の策定に向けた指針となるよう、本研究会がこれまでに研究・検討してきた結果をとりまとめましたので、ここに報告します。

平成 26 年（2014 年）3 月

横須賀港浅海域保全・再生研究会

委員長 近藤 健雄

## 目 次

1	浅海域保全・再生の基本方針	1
(1)	研究会設置の背景及び目的	1
(2)	研究会での研究・検討の進め方	1
(3)	横須賀港における浅海域保全・再生の基本方針	2
2	浅海域に関する横須賀港の課題	3
3	浅海域の利活用方法	5
(1)	利活用方法の抽出	5
(2)	利活用方法を検討するにあたっての留意点	6
4	候補地について	8
5	候補地の絞り込みについて	14
(1)	候補地の評価の観点	14
(2)	絞り込み結果	15
6	候補地に期待する機能と整備方法について	17
(1)	3候補地に期待する機能と実現するための施設	17
(2)	期待する機能を実現するための財源	20
(3)	先行的な取り組みについて	21
7	候補地の優先度について	22
8	関係者の取り組みについて	24
9	今後の検討について	26
(1)	今後の検討の進め方	26
(2)	今後の検討における留意点	27

### ◎資料編

1	横須賀港浅海域保全・再生研究会設置要綱	32
2	横須賀港浅海域保全・再生研究会条例	33
3	横須賀港浅海域保全・再生研究会の開催経緯	34
4	横須賀港浅海域保全・再生研究会委員名簿	36
5	横須賀港における浅海域保全・再生のあり方について(報告)	37

## 1 浅海域保全・再生の基本方針

### (1) 研究会設置の背景及び目的

横須賀港は、猿島や走水、観音崎など自然海岸や緑を有しており、埋立てによって沿岸部が形成されている東京湾内の他の地域に比べて自然環境に恵まれた港湾です。

しかしながら、沿岸域は軍港都市として古くから埋め立てられ、近年では馬堀海岸や平成町などの埋立てにより、現在では横須賀港の70%が人工海岸となり、人々が海に触れ合える空間が限られています。また、横須賀港は閉鎖性の高い東京湾内に位置し、一部は入り組んだ地形であることから、生活排水など陸域からの負荷によって水質や底質の悪化が見受けられる地域もあります。

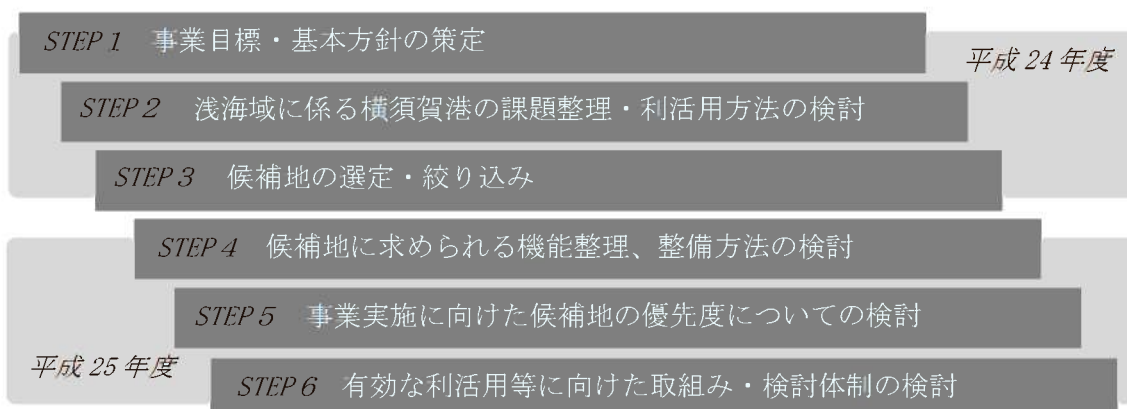
さらに、過去に実施した市民アンケート結果では、横須賀市の魅力は「海や緑などの自然環境に恵まれている（8割・第1位）」\*ことであるが、そのきれいな海や山が残っている様子は、「悪くなった（5割・第1位）」\*\*と多くの市民が感じています。

このような状況を鑑み、横須賀市では環境行政のマスタープランである「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」のリーディングプロジェクトやその下位計画である「横須賀港港湾環境計画」の中間評価（平成23年11月）の重点施策として、浅海域の保全・再生による「良好な海辺環境の維持」や「交流人口の増加」、「ふれあいの場の創出」を位置付けたほか、横須賀市議会においてもその必要性について議論されたことから、平成24年7月に横須賀港における浅海域保全・再生事業の実施に向けた整備場所の選定や利活用・整備方法、課題等の研究・検討を目的とした「横須賀港浅海域保全・再生研究会」（以下、「研究会」という）が設置され、平成26年3月までに6回の研究会が開催されました。

### (2) 研究会での研究・検討の進め方

研究会では、図1-1のとおり、事業実施へ向けて研究・検討を行いました。

図1-1 検討の進め方



\* 「基本計画策定のための市民アンケート報告書」（平成20年9月）

\*\* 「まちづくり市民アンケート報告書」（平成19年10月）

### (3) 横須賀港における浅海域保全・再生の基本方針

横須賀市は市の基本構想においてまちづくりの基本目標である都市像を「国際海の手文化都市」とし、「自然環境をはぐくみながら、人々がさまざまな交流を広げ、豊かでゆとりある安心した生活を実現し、海から世界へ、そして未来へと開いていく、国際性豊かな感性あふれる文化都市」をめざしています。将来の子どもたちに良好な海辺環境を引き継ぎ、また、海に親しめる場を創出することは目指すべき都市像の一部であり、その実現に向けて積極的に取り組んでいくことは市の責務と言えます。

浅海域保全・再生事業はこの責務を果たす取り組みの一つであり、人と自然の共生や人と人の交流、地域資源の創造的な活用など横須賀市のまちづくりの基本的な考え方も踏まえて、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」や「横須賀港港湾環境計画」を推進するべく、図1-2のとおり、3つの事業目的と各目的に対応する基本的な方針を定めました。

図1-2 目的と基本方針

目的① 海を身近に感じ、海に直接触れ合える環境の創出	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民が容易に水際線に近づくことができ、憩いの場、活動の場として利用できる親水空間を創出する。</li><li>・海に関するイベントの開催や環境教育・環境学習の場として利活用できる空間とする。</li></ul>
目的② 良好な海辺・水域環境の保全・維持	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・選定した海域の生態系に配慮するとともに環境特性に応じた整備方法を選定し、効果的、効率的な海辺・水域環境の保全・維持を図る。</li></ul>
目的③ 地域や地域経済の活性化（交流人口の増加など）	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・アクセスが容易（公共交通機関や高速道路ICから近い）であり、市内外からの来訪者の増加が期待できる環境整備を行う。</li><li>・浅海域の保全・再生に合わせ、市民・市民団体や事業者と協働、役割分担によって地域が一体となり行動することで、地域や地域経済の活性化、市民生活の向上を図る。</li></ul>

#### 浅海域とは…

水深の比較的浅い海域の総称で、干潟、砂浜、藻場などを含みます。生き物の生産力や多様性が大きく、幼稚仔の保育機能を有することから、海に生きる生き物たちの「ゆりかご」として重要な場所であり、自然環境保全上もその役割の重要性が認識されつつあります。また、有機物分解速度などが高く、水質浄化能力が高いと言われています。

横須賀港浅海域保全・再生事業においては、海域及びその背後の陸域についても一体として捉え、市民が海に親しめ、良好な海辺環境を享受できる場の創出を図ります。

## 2 浅海域に関する横須賀港の課題

昨今の厳しい財政状況において、国や地方自治体が実施する港湾の整備事業の必要性や効果が問われている今日、整備した場所を有効に利活用することが求められています。一方、浅海域保全・再生の対象となりうる沿岸部においては、港湾活動やその他利活用を行う上で様々な課題を抱えているのが現状であり、これらの問題解決もまた求められています。

そこで、事業目的を実現するとともに、横須賀港が抱える課題の解決も視野に入れて、浅海域の整備や有効な利活用について研究・検討をする必要があるため、まずは横須賀港全体（全13地区\*）における沿岸部の利活用に関する課題について整理しました。

### ①パブリックアクセス<sup>1)</sup>

横須賀港北部を中心とした自衛隊や米軍施設、工業用地が立地する区間については人々が水際線に近づけず、また、水際線まで近づける区間についてもほとんどが直立護岸構造のため、直接海に触れることができない場所が多い。

### ②海域環境

横須賀港の入り組んだ地形の区間では、外海との海水交換が限られているため、海域環境が悪くなりがちであり、広域に見ても、下水道の整備等により水質は改善してきているにもかかわらず、減少した海の生き物が増加していない。

### ③護岸の老朽化

古くから軍港として整備されてきた横須賀港には戦前に整備された施設もあり、護岸や棧橋等の老朽化が見受けられる。

### ④海水浴場の海岸侵食

走水地区の走水海岸は、東京湾側に面した数少ない海水浴場であるが、近年、海岸侵食が進み、このままでは海水浴場としての利用が難しくなる可能性もある。

\* 13地区：北部から追浜、深浦、長浦、本港、新港、平成、大津、馬堀、走水、鴨居、浦賀、久里浜、野比の全13地区

#### 1) パブリックアクセス

人々が海辺にたどりつくための道路等の手段と、そこで憩い、遊ぶことができるような海辺環境を包括した概念。

### ⑤ 放置艇・不法係留

深浦地区、浦賀地区におけるボートパーク整備により、放置艇<sup>2)</sup>は減少したが、ボートを降ろす斜路がないこと等を理由として、未だ浦賀地区では手漕ぎボート等の放置が見受けられる。

### ⑥ 客船バース

港湾振興や地域経済の活性化のため横須賀港への客船誘致が進められているが、大型客船が入港できる水深が確保されている新港地区はソーラス区域<sup>3)</sup>であり、入港に際して多額の警備費用が発生している。

#### 2) 放置艇

船舶の係留施設ではない水域や砂浜等に存置されている船舶。

#### 3) ソーラス区域

国際条約である「SOLAS条約（海上人命安全条約）」の改正を受け、国際航海船舶や国際港湾施設に義務付けられた保安措置の対象となる区域。この区域では、フェンスや監視カメラ、人や車両の出入管理等の対策が義務付けられている。

### 3 浅海域の利活用方法

#### (1) 利活用方法の抽出

沿岸域の利活用としては、浜辺の散策や海水浴、マリンスポーツなどさまざまな利活用が考えられますが、浅海域保全・再生事業の目的から、①海を身近に感じ、触れ合う利活用、②“集客”を図る利活用、③その他、候補地の状況に応じた利活用の3つの観点での利活用について検討する必要があり、現状の横須賀港の課題解決も踏まえると、それぞれ以下の利活用方法が考えられます。

#### ①海を身近に感じ、触れ合う利活用

##### 1) 憩いの場

散策や休息など、市民や来訪者が海を身近に感じ、直接海に触れ合える場としての利活用。

##### 2) 環境教育・環境学習

海への興味・関心を高めるため、環境教育・環境学習、環境イベントの場としての利活用。

##### 3) 海の文化・漁業等の伝統的風習

海がくらしの中で果たしてきた役割への理解を深めるため、地域や漁業の伝統行事や風習の場としての利活用。

#### ②“集客”を図る利活用

##### 4) 海水浴

近隣海水浴場の利用者は多く、海水浴場としてのポテンシャルが高いため、海水浴の場としての利活用。

##### 5) 潮干狩り

県内の主な潮干狩りスポットである「海の公園」（横浜市金沢区）は利用者が多く集客が期待できるため、潮干狩り場としての利活用。

##### 6) 磯遊び

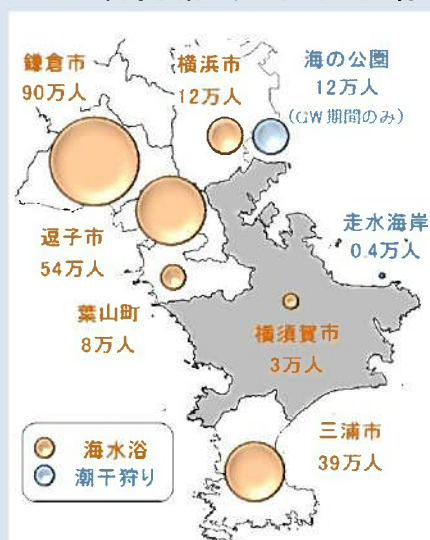
親子でのレジャーとして磯遊びを楽しむ場としての利活用。

##### 7) 各種イベント

ビーチバレー大会やコンサートなど広い海辺空間を利用したイベント会場としての利活用。

図3-1

H23年海水浴・潮干狩り利用者





### ③その他、候補地の状況に応じた利活用

#### 8) 防災機能

広い海辺空間を利用した災害時の資材等の備蓄機能や物揚げ機能としての利活用。

#### 9) 釣り

釣り場としての利活用。

#### 10) レストラン・売店

地域活性化や漁業振興のため、地産地消のレストランや土産物店などの設置による利活用。

#### 11) マリーナ・客船バース

都会的な雰囲気を創出し、放置艇対策や客船バース確保の課題に対応する「マリーナ」や「客船バース」としての利活用。



大森ふるさとの浜辺公園  
防災クレーン



新港地区での客船の停泊

### (2) 利活用方法を検討するにあたっての留意点

横須賀港では、港湾区域と重なるように「共同漁業権」<sup>4)</sup>の区域が、また、一部水域において、のりやわかめなどの養殖を行う「区画漁業権」<sup>5)</sup>の区域が設定されています。さらに、日米地位協定に基づく制限水域や航路・泊地等の港湾活動に利用される水域が定められ、利活用の実現に向けては、これらの水域の利用者等との調整が必要になります。浅海域は、海の生き物の生育・生息の場あるいは漁場としての利活用も考えられるため、特に漁業者については、現在の水域利用者という立場でありながら、浅海域の利活用者にもなりうることから、協力しながら検討を進めていくことが望まれます。

浅海域の利活用方法を検討するにあたっては、市民や漁業者をはじめとする事業者、行政など全ての利用者が海の恵みを享受できるよう配慮することが重要です。利用者との調整においては、互いに受益が生まれるような方策を検討するとともに、事業の趣旨を理解し合える工夫をすることで、整備に対する補償等が発生しない計画とすることが望まれます。

#### 4) 共同漁業権

行政庁が設定する特定の水面において特定の漁業を独占的、排他的に営む権利を漁業権と言い、その中でも、一定地区の漁民が一定の水面を共同に利用して営む権利。

#### 5) 区画漁業権

共同漁業権と同じく漁業権の一つで、水産動植物の養殖業を営む権利。

また、整備する場所の選定にあたっては、生態系や自然環境などの特性とともに、利活用への適合性についても併せて検討することが必要になりますが、利活用する上での必要条件（例えば、環境教育を行うためには生物がいなければならない、など）を的確に把握することが重要です。

#### 4 候補地について

横須賀港は、北は横浜市との境の夏島町から南は野比海岸まで13地区に分かれ、海岸線延長も約61kmあることから各地区の特性も異なり、浅海域の整備場所としては市民がアクセスしやすい（できる）ことや十分な効果が期待できることが求められます。

そこで、市民の海までのアクセス（パブリックアクセス）の確保や海岸侵食など横須賀港の現状と課題を考慮しながら、浅海域の保全・再生を進める必要があると考える以下の9地区を候補地としました。

しかし、これらの候補地に、「3 浅海域の利活用方法」で整理した利活用方法が全て適応できるとは限りません。候補地の周辺状況や様々な特性が利活用に必要となる条件を必ずしも満たしているとは限らず、また、地域のニーズや課題なども異なります。

そこで、各候補地における利活用の適応性や海域環境に対する効果等を検証するため、まずは9地区の周辺状況や社会特性、底生生物の個体数や多様度<sup>6)</sup>等の環境特性(図4-1)、波浪等の自然特性(図4-2)を整理しました。

#### ①追浜地区リサイクルプラザイクル前面海域

##### ＜周辺状況＞

- 横須賀港港湾区域の最北端である追浜地区は工場地帯が広がり、水際線は直立護岸のため、海に触れられる場所が少ない。

##### ＜社会特性＞

- 鉄道駅から遠いが、背後地には市の施設があり、駐車場が利用可能である。
- 集客に力を入れている地域であり、企業も各種イベントを実施している。
- 対象海域の前面は区画漁業権区域（わかめ、こんぶ）である。

##### ＜環境特性＞

- 閉鎖的な北部地域の中でも比較的底生生物の多様度が高く、個体数も多い。市民団体によるアマモ移植も実施されている。



#### 6) 多様度 (指数)

生物群集の多様性を表すための指数で、群集に含まれる種類数のほか種がどれほど均等に存在するか（均等度）を考慮している。複数の指標が提唱されているが、本書では確率論に基づくシン普森の多様度指数を用いている。数値として「1」に近いほど生物相が多様で、「0」は1種類の生物が独占的に生息していることを表す。

$$\text{多様度指数} = 1 - \sum_{i=1}^S P_i^2$$

Pi : 種 i の個体数が群集の全個体数に占める割合  
(種 i の個体数/全種の総個体数)  
S : 群集に含まれる種の数

### ◀自然特性▶

- 比較的高波浪が来襲する。(砂を用いた浅場等の造成を実施する場合には、砂を留めておくための防護施設等が必要になる)

## ②深浦地区前面海域

### ◀周辺状況▶

- 湾の北側は企業が立地し、西側は住宅が密集している。
- 湾の周囲には遊歩道が整備されているが、海に触れられる場所は少ない。



### ◀社会特性▶

- 湾内には深浦ポートパークや物揚場があり、狭い湾内において漁船やプレジャーボートが航行している。
- 観光資源が少ない。

### ◀環境特性▶

- 閉鎖的な北部地域にあり、底生生物の多様度が低く、アマモも生育しにくい環境にある。

### ◀自然特性▶

- 内湾部のため海象条件は比較的穏やかである。

## ③長浦地区緑地護岸前面海域

### ◀周辺状況▶

- 地区の大部分を自衛隊や米軍施設が占め、海に触れられる場所は少ない。

### ◀社会特性▶

- 背後地には港湾計画に位置付けている緑地整備の計画があり、地域住民からも整備を望む声が多い。
- 自衛隊施設が立地し、艦船が航泊する地域である。



### ◀環境特性▶

- 底生生物の多様度が低い。

### ◀自然特性▶

- 内湾部のため海象条件は比較的穏やかである。

#### ④本港地区ヴェルニー公園前面海域

##### ◀周辺状況▶

- 地区の大部分を自衛隊や米軍施設が占めている。

##### ◀社会特性▶

- 背後地はすぐ崖のため住宅地ではないが、ヴェルニー公園や「軍港めぐり（観光船）」の発着所、大型商業施設があり、観光客や買い物客が多い。
- 自衛隊や米軍施設があり、艦船を間近で見られるなど横須賀らしい光景であるが、米軍提供水域に隣接しているため調整が難航する可能性がある。



##### ◀環境特性▶

- 底生生物の多様度が低く、個体数も少ない。

##### ◀自然特性▶

- 内湾部のため海象条件は比較的穏やかである。
- 風の吹き寄せにより漂流ごみが漂着している。

#### ⑤新港地区猿島周辺海域

##### ◀周辺状況▶

- 東京湾唯一の自然島（無人島）である。

##### ◀社会特性▶

- 船で渡航するため、波浪条件や時間帯で利用が制限される。
- 海水浴やバーベキューなど観光客が多い。

##### ◀環境特性▶

- 底生生物の多様度が比較的高く、個体数も多い。漁業者によるアサリの採取も行われている。

##### ◀自然特性▶

- 比較的高波浪が来襲し、波浪状態も多様である。（砂を用いた浅場等の造成を実施する場合には、砂を留めておくための大規模な防護施設等が必要になる）
- 近年は、砂浜の砂が西側へ移動し、南側の砂浜幅が狭くなっている。



## ⑥平成地区うみかぜ公園前面海域

### ◀周辺状況▶

- ▶ 背後地には、国道 16 号に繋がる臨港道路、マンション群、大学、大型商業施設が立地している。
- ▶ 「うみかぜ公園」の一部は親水護岸が整備され、海に直接触れられる。

### ◀社会特性▶

- ▶ 「うみかぜ公園」ではバーベキューが楽しめ、休日は多くの人で賑わう。また、夏には海をテーマとしたイベントを開催している。

### ◀環境特性▶

- ▶ 底生生物の多様度は高いが、個体数は少ない。

### ◀自然特性▶

- ▶ 比較的高波浪である。(砂を用いた浅場等の造成を実施する場合には、防護施設等が必要である)
- ▶ 急深な地形である。(整備の際には事業費が大きくなる可能性がある)



## ⑦走水（伊勢町）地区前面海域

### ◀周辺状況▶

- ▶ 天然の磯場や砂浜が点在する。

### ◀社会特性▶

- ▶ 背後地は少数の漁村集落だが、春や夏には潮干狩りや海水浴など観光客で賑わい、また、馬堀海岸のプロムナードに隣接し、地域住民が散歩やジョギングを楽しんでいる。
- ▶ 対象海域の前面は区画漁業権区域が設定され、のり養殖が行われている。

### ◀環境特性▶

- ▶ 底生生物の多様度が高く、個体数も多いため、市民団体が観察会を実施している。
- ▶ アマモの種の採取場としても利用されている。

### ◀自然特性▶

- ▶ 比較的高波浪が来襲する。(砂を用いた浅場等の造成を実施する場合には、砂を留めておくための防護施設等が必要になる)
- ▶ 北系の高波浪の影響により、海岸侵食や砂の移動が発生している。



## ⑧浦賀地区住重護岸前面海域

### ◀周辺状況▶

- 水際線は人工構造物で占められ、海に触れられる場所が少ない。

### ◀社会特性▶

- 背後地は民間事業者による開発予定地であるが、計画は定まっていない。
- 周辺に住宅はなく、鉄道駅からも遠い。



### ◀環境特性▶

- 底生生物の多様度は高いが、個体数は9候補地の中では中程度である。

### ◀自然特性▶

- 比較的高波浪が来襲する。(砂を用いた浅場等の造成を実施する場合には、砂を留めておくための防護施設等が必要になる)
- 高波浪時には、護岸の越波が顕著である。

## ⑨久里浜（長瀬）地区前面海域

### ◀周辺状況▶

- 平作川河口部の南側には砂浜海岸、北側には天然の磯場がある。

### ◀社会特性▶

- 背後地には港湾計画に位置付けている緑地整備の計画がある。
- 市街地から近く、背後地の久里浜は市内で最も人口が多い。
- 付近には港湾に関する研究機関が立地し、浅海域における協働での取り組みが期待できる。



### ◀環境特性▶

- 底生生物の多様度が高く、個体数も多い。港内にはアマモが生育している。

### ◀自然特性▶

- 港内であるが比較的高波浪が来襲する区間がある。(砂を用いた浅場等の造成を実施する場合には、波浪から防護する施設が必要になる)
- 高波浪時には、道路への越波被害が発生している。

図4-1 環境特性（底生生物の個体数や多様度等）

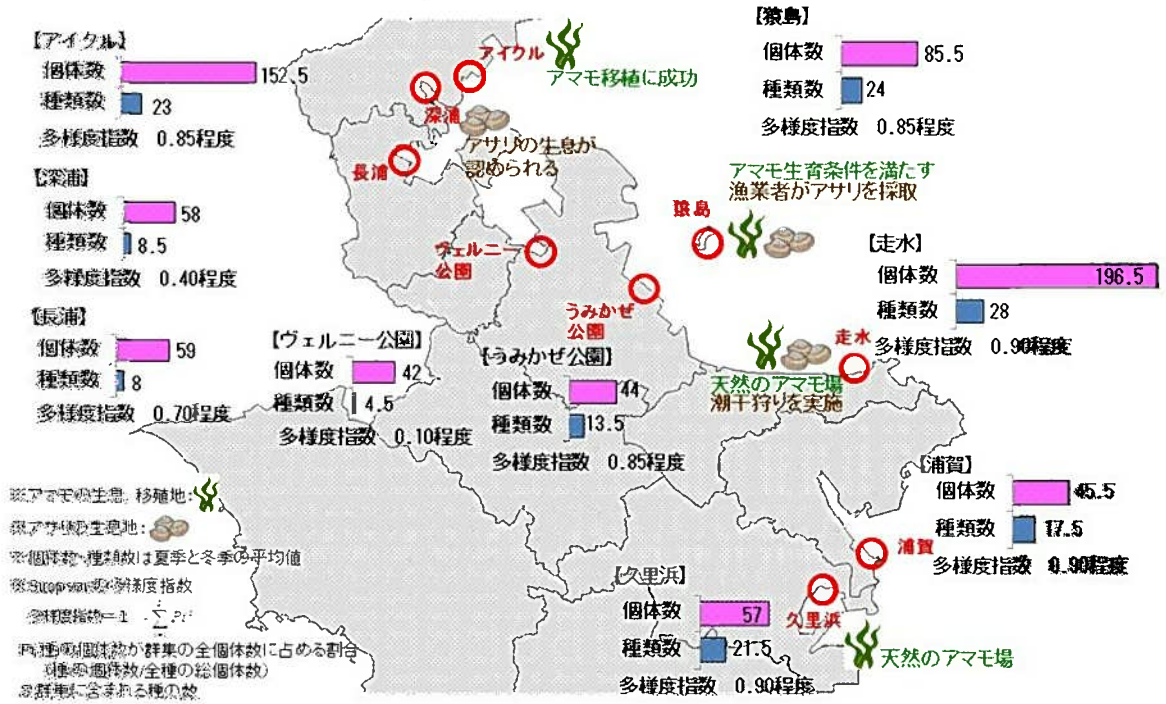
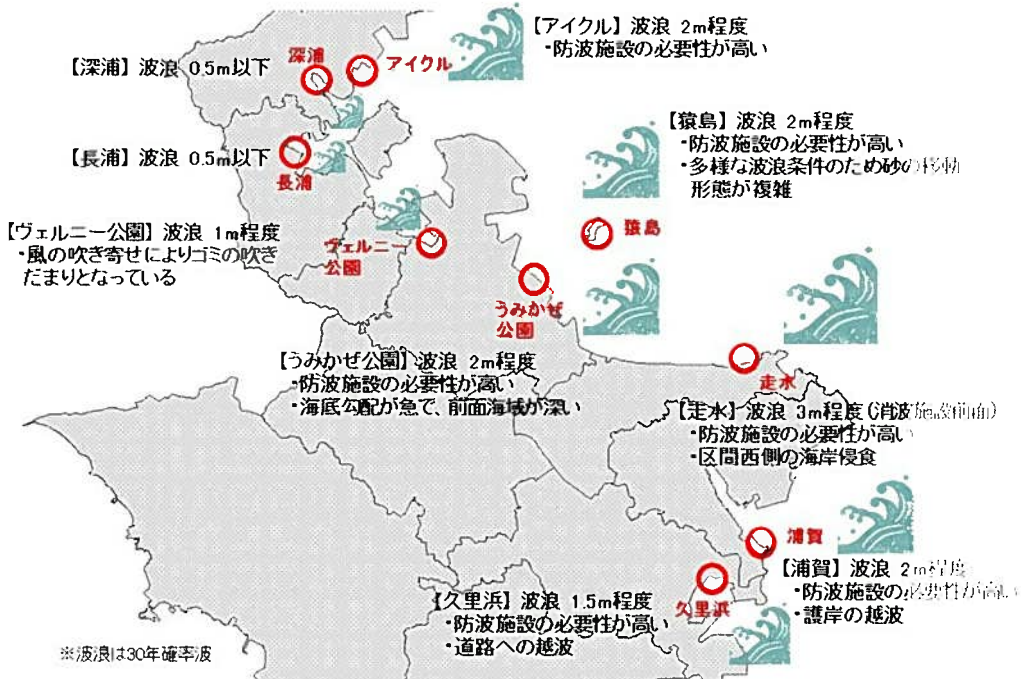


図4-2 自然特性（波浪等）





## 5 候補地の絞り込みについて

### (1) 候補地の評価の観点

横須賀市の財政状況や利用者との調整の観点から全ての候補地を整備することは難しいと考えられるため、「4 候補地について」で整理した各候補地の周辺状況や特性を考慮した上で、各候補地を浅海域保全・再生事業の目的に沿う①利活用の適応の可能性、②環境保全・改善の必要性の2つの観点から評価し、候補地を絞り込むこととしました。

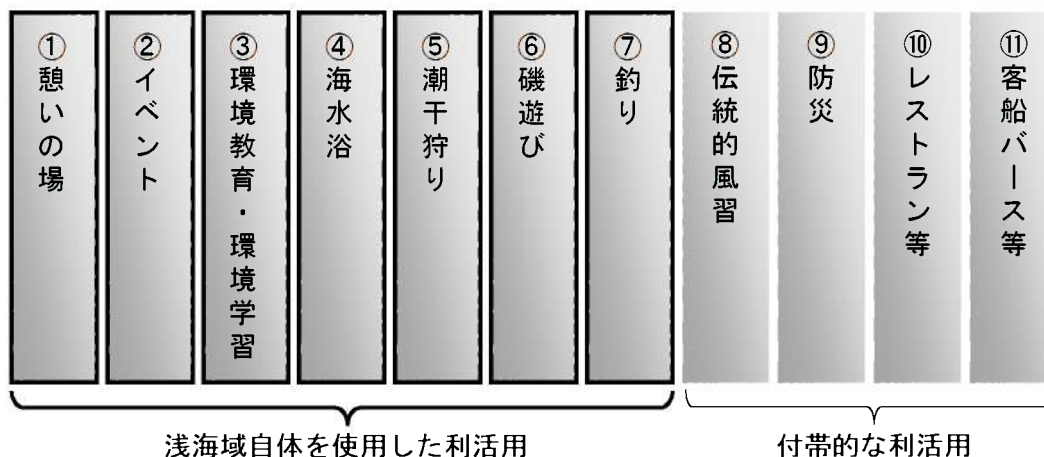
また、これら利活用や環境の観点からの評価に加え、費用対効果等の観点も含めて各候補地を総合的に評価し、全9候補地について浅海域に関連する今後の取り組み方針について検討しました。

#### ①利活用の適応の可能性

浅海域保全・再生事業は、横須賀市環境基本計画（2011～2021）や横須賀港湾環境計画を推進していくための具体的な事業の一つです。そのことから、浅海域保全・再生事業における有効な利活用は、これらの計画の目的に沿うものであることが大切です。

そこで、利活用の観点から候補地を評価するにあたり、図5-1のとおり、まず、「3 浅海域の利活用方法」で挙げた利活用を「浅海域自体を使用した利活用」（図5-1①から⑦）と浅海域に付加的な整備を伴う「付帯的な利活用」（図5-1⑧から⑪）に整理した上で、「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」のリーディングプロジェクトの目的（「海辺に関するイベントの開催や環境教育・環境学習としての活用を図り、観光客も含めた交流人口増加や美化活動など、ふれあいの場の創出を推進する」）に沿う内容である「浅海域自体を使用した利活用」（図5-1①から⑦）を重視し、表5-1のとおり、適合性について各候補地を「○・△・×」で評価することとしました。

図5-1 利活用の整理



## ②環境保全・改善の必要性

また、浅海域保全・再生事業を進めていくにあたり、その事業目的の一つを「良好な海辺環境の保全・維持」としていることから、利活用だけでなく浅海域を整備したことで得られる環境に対する効果についても考慮する必要があります。

そこで、表5-1にあるとおり、「4 候補地について」での環境特性を踏まえて、各候補地の「環境保全・環境改善の必要性」について整理しました。

## (2) 絞り込み結果

利活用と環境、さらには費用対効果の観点から、各候補地を「A：費用対効果等の観点から、短期的に事業化できる可能性があるため、検討を継続する候補地」、「B：中・長期的に事業化に向けての方策を検討していく候補地」、「C：現在の海域環境が維持できるよう経過観察していく候補地」の3つに分類しました。

その結果、表5-1のとおり、様々な利活用に適応する可能性が高く、また、環境の面からも保全や改善の必要性があることから、浅海域を整備することによる効果が期待できる場所として、

- 追浜地区リサイクルプラザアイクル前面海域
- 走水（伊勢町）地区前面海域
- 久里浜（長瀬）地区前面海域

の3候補地を「検討を継続する候補地」として「A」に分類し、その他の6候補地（深浦・長浦・本港・新港・平成・浦賀）については、護岸等の補修の際に環境改善を促進する構造を検討するなど「中・長期的な視野で検討」する「B」に分類、あるいは、比較的環境が良く「経過観察」する「C」に分類し、絞り込みを行いました。

研究会では、「A」に分類した3候補地について、引き続き、事業化へ向けたさらなる検討を次章以降のとおり進めました。

表5-1 絞り込みのまとめ

候補地	利活用への適合							利活用を阻害する要素	環境保全・環境改善の必要性	候補地の評価と方針	
	浅海域自体を使用する利活用						付加的な整備を伴う利活用				
	憩いの場	イベント	環境教育学習	海水浴	潮干狩り	磯遊び					釣り
(1) 追浜地区(伊勢川)ラガ <sup>*</sup> アイクル前面海域	△	○	○	○	△	○	○	△	特になし	A	<p>候補地の評価と方針</p> <p>A: 費用対効果等の観点から、短期的に事業化できる可能性があるため、検討を継続する候補地                      B: 中・長期的に事業化に向けての方策を検討していく候補地                      C: 現在の海域環境が維持できよう経過観察していく候補地</p>
(2) 深浦地区前面海域	○	×	×	×	△	○	×	×	特になし	B	
(3) 長浦地区緑地護岸前面海域	○	△	×	×	×	○	×	×	特になし	B	
(4) 本港地区ガイル-公園前面海域	△	○	×	×	×	○	△	×	ゴミ漂着の懸念	B	
(5) 新港地区猿島周辺海域	×	△	○	○	○	○	○	×	天候・時間帯による利活用の制限	C	
(6) 平成地区うみかぜ公園前面海域	○	○	△	○	△	○	△	×	急深地形で広域の整備は実現性に乏しい	B	
(7) 走水(伊勢町)地区前面海域	△	○	○	○	○	○	△	△	特になし	A	
(8) 浦賀地区住重護岸前面海域	×	○	△	○	△	○	△	×	背後地開発状況が不透明	C	
(9) 久里浜(長瀬)地区前面海域	○	○	○	△	△	○	○	×	特になし	A	

※1 伝統的風習・防災の利活用に関しては、必要条件の定義がないことから、本表では整理しない。

※2 海域環境案件の利活用については、必要条件の定義がないことから、現状の海域環境を基に評価している。

## 6 候補地に期待する機能と整備方法について

### (1) 3候補地に期待する機能と実現するための施設

絞り込んだ3候補地について、事業化へ向けたさらなる検討を進めていくにあたり、「4 候補地について」で整理した周辺状況や様々な特性を考慮し、各候補地に期待する機能を抽出し、それを実現するために必要となる施設について整理しました。

#### ①追浜地区リサイクルプラザイクル前面海域

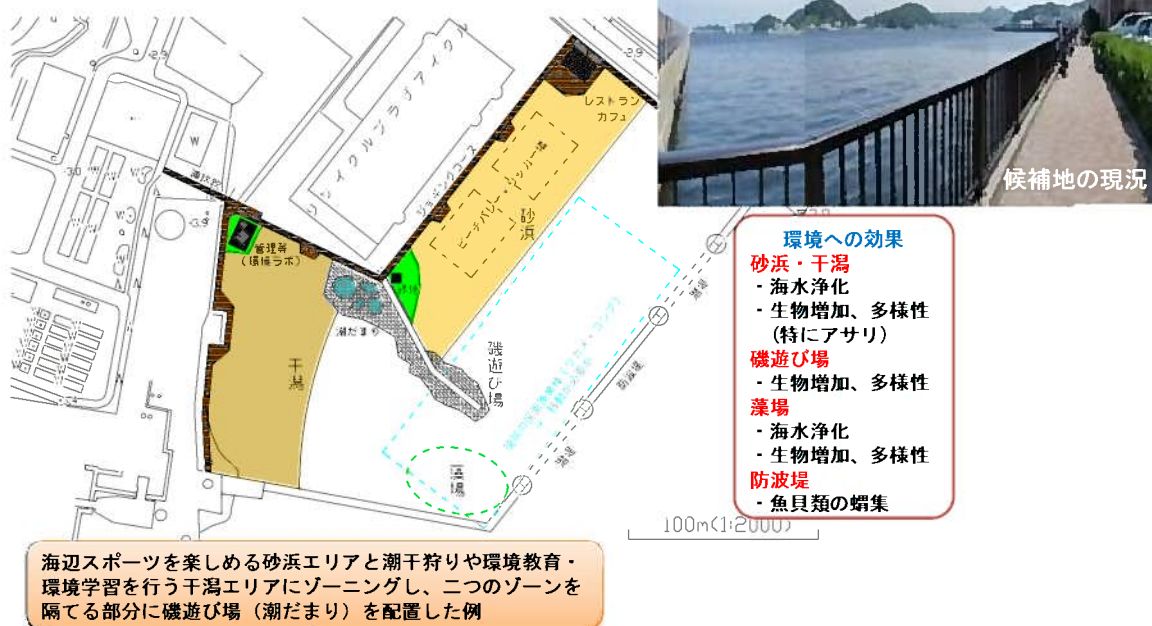
##### i 期待する機能

- 背後地の環境施設との連携により、海の環境を体験できる。
- 近隣の「海の公園」(横浜市金沢区)でアサリが自然発生していることから、潮干狩りができる。
- 憩いの場や飲食店が少ない工業地帯において、近隣住民や就業者、来訪者の憩いの場として活用できる。また、飲食できる。
- プロサッカーチームを所有するなどスポーツ活動にも理解が深い日産自動車(株)との連携や広い水域を確保できることから、海辺のスポーツや海水浴ができる。
- 駅から離れていることから、車で来訪できる。
- 背後地の発電施設や下水処理施設の強靱化に向けて、護岸の老朽化や耐震性の向上、高波からの防護が望まれることから、背後地を地震や高波から護ることができる。
- 閉鎖的の海域で直立護岸が続く北部地域において比較的底生生物の種類や個体数が多いことから、良好な環境が維持できる。
- 市民団体がアマモ移植を実施したが厳しい波浪条件により分布が広がっていないことから、アマモ等の生育上好ましい環境が形成できる。
- 当該海域ではナマコ漁等の漁業が行われていること、また、潮干狩り場としてアサリの生育を期待していることから、これらの水産有用種が生息・増殖できる。
- わかめやこんぶの養殖地であることから、良好な生育環境を維持できる。

##### ii 実現するための施設

人工砂浜・干潟、人工磯(潮だまり)、藻場、防波施設、ボードウォーク等、講義棟(管理棟)、レストラン・カフェ、駐車場

### iii 整備イメージ



海辺スポーツを楽しめる砂浜エリアと潮干狩りや環境教育・環境学習を行う干潟エリアにゾーニングし、二つのゾーンを隔てる部分に磯遊び場（潮だまり）を配置した例

## ②走水（伊勢町）地区前面海域

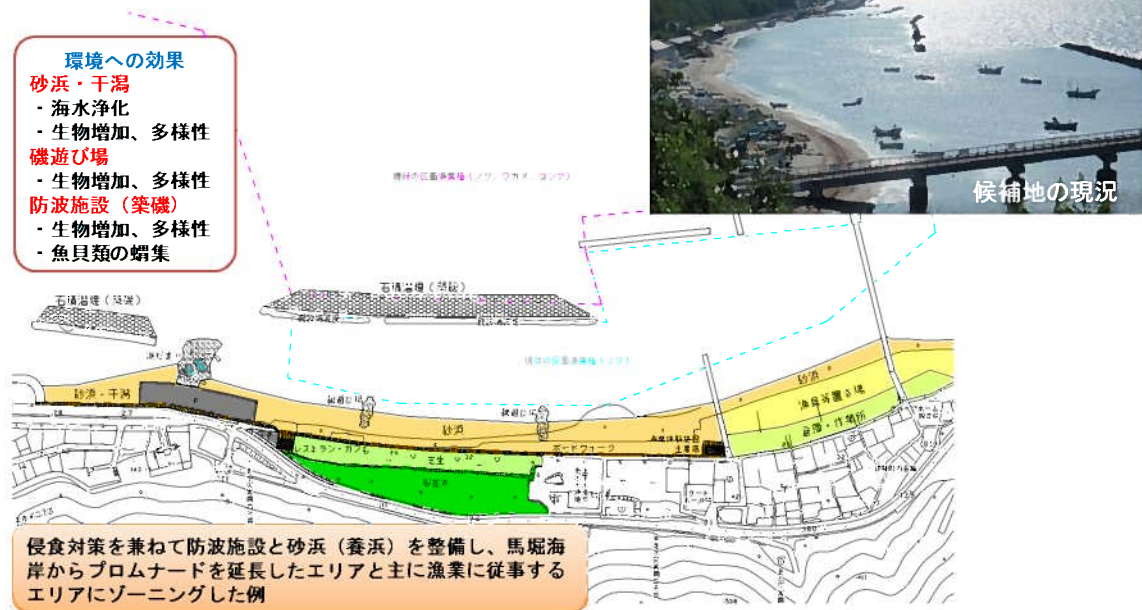
### i 期待する機能

- 馬堀海岸のプロムナードに隣接し、背後地には桜の名所の走水水源地があることから、散策やランニングなど近隣住民や来訪者の憩いの場として活用できる。
- 安定的な砂浜の確保により、海水浴や潮干狩りができる。
- 生物相が豊かであることから、海の環境を体験できる。
- 漁業体験や海産物の販売・飲食等をとおして漁業を身近に感じることができる。
- 近隣の走水神社等の神事に利用できる。
- 駅から離れていることから、車で来訪できる。
- 侵食が見受けられるため、走水水源地などの背後地を高波や侵食から防護できる。
- 底生生物の種類や個体数が多いことから、良好な環境が維持できる。
- 当該海域ではアサリ漁やナマコ漁等の漁業が行われていること、また、アサリについては生息量が多くなく、潮干狩りや漁業を対象としたアサリの生育上好ましい環境を創出することが必要であることから、これらの水産有用種が生息・増殖できる。
- ブランドのりやわかめ、こんぶの養殖地であることから、遠浅で水質の良い生育環境を維持できる。

### ii 実現するための施設

人工砂浜・干潟、人工磯（潮だまり）、防波施設、ボードウォーク等、講義棟（管理等）、レストラン・カフェ・土産物店等、駐車場

### iii 整備イメージ



### ③久里浜（長瀬）地区前面海域

#### i 期待する機能

- 市街地から近く、付近には住宅も多いことから、近隣住民や来訪者の憩いの場として活用できる。
- 生物相が豊かであり、付近の港湾に関する研究機関との連携により、海の環境を体験できる。
- 水域も広く、底質改善等によってアサリの生育の可能性があることから、潮干狩りができる。
- どんど焼き等の神事で利用できる。
- 駅から離れていることから、車で来訪できる。
- 高波浪時に道路への越波が見受けられることから、背後地を高波から防護できる。
- 地域住民の避難場所や瓦礫の仮置き場として、災害時に利用できる。
- 岩礁帯もあり、底生生物の種類も多いことから、現在の良好な環境を維持できる。
- 当該海域ではナマコ漁やタコ壺漁等の漁業が行われていること、また、潮干狩り場としてアサリの生育を期待していることから、これらの水産有用種が生息・増殖できる。
- わかめやこんぶの養殖地であることから、良好な生育環境が維持できる。

#### ii 実現するための施設

人工砂浜・干潟、人工磯（潮だまり）、藻場、防波施設、ボードウォーク等、緑地、駐車場

### iii 整備イメージ



今後、整備計画を策定していくにあたっては、さらに「自然環境や生態系の保全」、「防災・侵食対策」、「地域の活性化」などの機能を含めて検討していくことが重要となります。

#### (2) 期待する機能を実現するための財源

浅海域保全・再生事業は、整備の内容によっては高額な事業費が発生し、市が単独で整備するには財政上難しい可能性があります。また、この事業は東京湾全体の環境改善に寄与する可能性もあり、財源を検討するにあたっては、国の直轄事業に位置付けることを念頭に置くほか、国の補助事業や民間資本の活用について検討することが有効と考えられます。

また、国に財源を求めるにあたっては、東日本大震災後、国の事業採択の傾向として国土強靱化や防災に係る整備が中心となっていることから、各候補地に期待する機能の中でも、特に背後地の防護や侵食・越波対策を兼ね備えた整備にするなど、国の動向を見極めながら事業の必要性を積極的にアピールしていくことが大切です。

民間資本に関しては、民間による補助金の活用を検討するほか、維持管理に伴う費用の発生を抑えられるようネーミングライツ等の採用などの検討、特に追浜地区のアイクル前面海域については民間企業が所有する護岸の改修・強靱化も含めた整備として民間企業と市の双方が費用負担するような調整・検討など、財源の確保に向けて多角的に検討していくことが望まれます。

### (3) 先行的な取り組みについて

自然環境の不確実性等に対して実効性のより高い計画とするため、試験的な施工を実施することによって効果を事前に検証し、計画策定に活かすことが有効と考えられます。ただし、短期間での効果の検証が難しい可能性があり、また、財政的な負担も少なからず発生することから、実施については今後も前向き、かつ、慎重に検討していくべきと考えます。また、浅海域の整備効果だけでなく、整備が周辺環境へ与える影響も重要であることから、漂砂や波浪について数値シミュレーション等により予測することも検討していくべきと考えます。

さらに、今後、整備計画の策定にあたっては、事業について地元住民、漁業者、企業等の理解を得ることが大切であり、また、事業への参画意識を高め、整備後の維持管理など市民が主役となり進められるような環境づくりが重要です。

そのためには、実際に整備を行う前に、意見交換会やワークショップなど、整備計画や整備後の維持管理等について関係者から意見や提案を引き出す機会や場をつくることも先行的な取り組みとして必要と考えられます。



## 7 候補地の優先度について

ここまで、横須賀港全域から、市民の海までのアクセス（パブリックアクセス）の確保や海岸侵食など横須賀港の課題解決の必要性の高い9カ所を候補地として選び、さらに、利活用への適応性や環境保全・改善の観点から3カ所に絞り込みました。しかし、市の財政状況や費用対効果などを考慮すると3カ所を同時に整備することは困難と考えられます。

そこで、整備を進める候補地を1カ所選定することとした場合、候補地を選定する要素としては、利活用の見通しや環境面への効果、防災面での必要性が重要と考えます。

ここまでに選定した3候補地については、いずれも様々な利活用が期待でき、また、環境面からの整備の必要性がある場所ですが、昨今の国の直轄事業、補助事業の採択の傾向から、特に防災面から整備の必要性を訴えることは不可欠です。

横須賀市にとっても、市民生活の安全性や大規模災害時の必要物資・エネルギーの確保は最重要課題と考えられ、これらの課題解決への一助となる整備が望ましいことから、ここでは、3候補地について採択に向けた防災面の必要性を整理しました。

### ①追浜地区リサイクルプラザイクル前面海域

- 高潮により浸水する恐れがある区間であり、背後地の発電施設や下水処理施設は浸水すると機能が停止することから、高潮対策が必要と考えられる。
- 民有の石積み護岸が崩れる等、護岸老朽化が進んでいる状況から、背後地の発電施設は、発災時にも電力供給できるよう護岸も含めて施設として強固なものにしておく必要がある（発電出力約24万kW、8万世帯分\*。横須賀市の世帯数\*\*からすると約2分の1をまかなう）。民有護岸、かつ、エネルギー関連施設であることから、民間資本や国費を得ての整備の可能性が高い。
- 護岸の耐震性向上の方策として、横浜港湾空港技術調査事務所にある「潮彩の渚」（国が実験的に整備した施設であり、地方自治体等へモデル事業の提案を行っている）のような護岸整備の可能性が考えられる。



人工干潟を用いた生物共生護岸「潮彩の渚」

（出典：国土交通省横浜港湾空港技術調査事務所HP）

\* 世帯消費電力（一般家庭）3kW

\*\* 横須賀市世帯数 165,290世帯（平成25年12月1日現在）

## ②走水（伊勢町）地区前面海域

- 海岸侵食により一部では全く砂浜が無く、護岸の被災や海水浴等の利用に支障が生じているため、緊急の対策を要する。
- 背後地の走水水源地は歴史的価値があり、現在も市内に水道水を供給していることから、発災時の重要物資である水の供給のため、施設を確実に維持しておく必要がある。

## ③久里浜（長瀬）地区前面海域

- 一部の区間では道路護岸まで海が迫り、高波浪時には道路への越波被害が問題となっているため、越波対策が必要である。

いずれの候補地も、防災面における施設整備の必要性があり、特に追浜地区と走水地区の2候補地については、大規模災害時における市民への水や電力の供給拠点となることから、首都圏での大地震の発生確率が高まっている現状を踏まえ、強靱化していくべき場所と考えます。

今後、これら防災面での必要性等を踏まえ、3候補地から優先度の高い候補地を選定し、整備に向けた取り組みを実施していくことが望まれます。

## 8 関係者の取り組みについて

横須賀港における浅海域保全・再生事業の目的は、整備のみならず、整備した浅海域を有効に利活用し、かつ、地域住民の海辺として機能することで、はじめて実現できると言えます。

そのためにも、市民や周辺の事業者、行政など各関係者が役割分担、連携・協働しながら、整備した浅海域を積極的に利活用し、管理しながら、次の世代へと受け継いでいくことが重要です。

ここでは、事業目的に対応する形で、①市民・市民団体（地域住民）、②事業者（NPO・企業・漁業者等）、③行政の取り組みの方針を整理しました。

### ①市民・市民団体（地域住民）

事業目的	事業目的に対応する取り組み方針
①海を身近に感じ、海に直接触れ合える環境の創出	くらしの中で海に触れ合う機会を積極的にもつ。 または、提供する。
②良好な海辺環境の保全・維持	海を汚さないようなライフスタイルを心がける。 または、提案する。
③地域や地域経済の活性化（交流人口の増加など）	地域の海に愛着を感じ、海辺の資源を活かして地元を盛り上げる。 ※海辺の資源：伝統文化（祭・習慣・製造技法）、特産物、風景、生き物等

#### 《取り組み例》

- 海岸清掃や浅海域でのイベント等の開催や積極的な参加。
- 美化活動等のための団体の設立やそのような団体への参加。
- 海辺の資源を活かした、地域の賑わいづくりのためのイベント等の開催や参加。

### ②事業者（NPO・企業・漁業者等）

事業目的	事業目的に対応する取り組み方針
①海を身近に感じ、海に直接触れ合える環境の創出	くらしの中で人々が海に触れ合う機会や場を積極的に提供する。 または、提供しようとする者へ支援・協力する。
②良好な海辺環境の保全・維持	海辺環境に対する理解を深め、保全・維持のための活動に取り組む。 または、取り組もうとしている者へ支援・協力する。
③地域や地域経済の活性化（交流人口の増加など）	地域の海に愛着を感じ、海辺の資源を活かした地域の賑わいづくりに積極的に取り組む。 または、取り組もうとしている者へ支援・協力する。

《取り組み例》

- 海岸清掃や浅海域でのイベント等の積極的な開催。また、そのようなイベント等を開催しようとする者への支援・協力。
- 行政との協働による、海の環境に関する普及・啓発活動。
- 地産地消や就業体験等の漁業振興。

③行政

事業目的	事業目的に対応する取り組み方針
①海を身近に感じ、海に直接 触れ合える環境の創出	くらしの中で人々が海に触れ合う機会や場を積極的に提供する。 または、提供しようとする者へ支援・協力する。
②良好な海辺環境の 保全・維持	海辺環境に対する理解を深め、保全・維持への理解を得るよう 普及・啓発活動に取り組む。 または、取り組もうとしている者へ支援・協力する。
③地域や地域経済の活性化 (交流人口の増加など)	地域に適した規模・内容で、海辺の資源を活かした地域の賑わい づくりや新たな事業の創出に取り組む。 または、取り組もうとしている者へ支援・協力する。

《取り組み例》

- 浅海域での各種イベントや環境教育・環境学習等の開催。また、そのようなイベント等を開催しようとする者への支援・協力。
- 海の環境に関する情報提供や普及・啓発活動。
- 海辺の資源を活かした地域の賑わいづくりに関する取り組みに対する補助金やその他の支援。

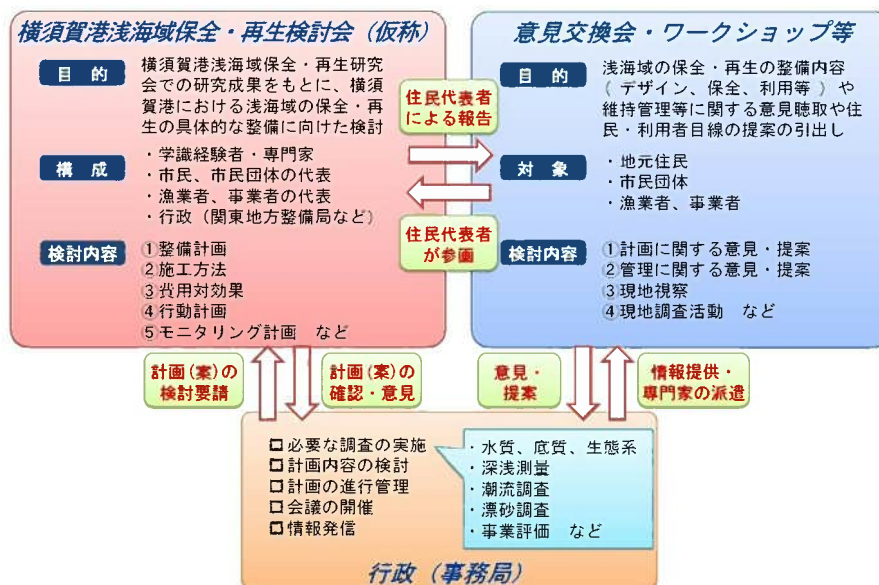
## 9 今後の検討について

### (1) 今後の検討の進め方

今後の整備計画の策定に向けた進め方としては、整備後の利活用や維持管理を円滑に進めるために計画策定段階から地域住民と話し合う「P I方式<sup>7)</sup>」を取り入れ、合意形成を図ることが大切です。また、維持管理については「アダプト制度<sup>8)</sup>」の利用が効果的であり、浅海域保全・再生事業においても当該制度の利用を推進していくことが有効と考えます。

今後は、研究会での研究・検討結果をもとに、候補地での環境調査を実施しながら、具体的な整備について検討するための「検討会（仮称）」を学識経験者や市民団体、事業者で組織するほか、整備計画や維持管理について地域住民や利用者から意見や提案をいただくための「意見交換会」や「ワークショップ」等を設置し、横須賀市など行政と密接に関連・連携しながら検討を進め、より良い整備や維持管理のための合意形成が図れる体制を構築することが重要です。

図9-1 今後の検討体制案



#### 7) P I方式

特に「里浜づくり」においては、地域の人々が海辺と自分たちの地域のかかわりがどうあるべきかを災害防止のあり方をも含めて議論し、海辺を地域の共有空間（コモンズ）として意識しながら、長い時間をかけて、地域の人々と海辺との固有のつながりを培い、育て、つくりだしていく運動や様々な取り組み。

#### 8) アダプト制度

道路等の公共施設の一部区域や空間を「わが子」の様にみなし、住民・団体・企業等が責任をもって保守管理する制度。

図9-2 検討会での検討事項



## （２）今後の検討における留意点

最後に、整備計画の策定や事業実施に向けた検討を進めるにあたっては、以下の点について特に留意が必要と考えます。

### ①市民等への十分な説明の実施

実際に整備計画を策定し、事業を実施していくにあたっては、市民等の浅海域保全・再生事業に対する理解が必要不可欠です。皆が浅海域に対して共通の認識を持つためには、情報共有できる機会を設け、候補地を絞り込んだ背景や整備内容、整備の効果、課題等について十分に説明する必要があります。

### ②漁業権と市民利用の共存

浅海域は市民が海に親しめ、海辺の環境を享受できる場であると同時に、漁業の場でもあります。生き物の生産力が大きい浅海域は水産資源の供給源となる可能性があり、整備することでアサリ等の食用に適した魚介類の増加が期待されます。

潮干狩りや釣り等の利活用は市民が浅海域の恩恵を感じられる方法の一つですが、横須賀港の港湾区域のほとんどで一定範囲の漁業を営む権利である共同漁業権や区画漁業権が設定されているため、通常は市民によるこれらの利活用は制限されます。

一部魚種の漁獲量が低迷している現状での浅海域の整備は、漁業振興への効果についても期待できるものであり、長期的な視点を持ち、漁業権を適切に管理しながら、市民が利活用できる（浅海域の恩恵を受けられる）要素を取り入れることが重要となります。また、このような状況も踏まえて、漁業者との意見交換・調整等については早い段階に開始することが望まれます。

### ③適切な事業評価の実施

国の直轄事業あるいは補助事業により事業を実施する場合には、事前に事業評価<sup>9)</sup>を行い、事業の有効性を示す必要があります。

事業の防災面の効果については、客観的な評価手法があり、また、一般に効果も大きいことから主要な便益となることが予想されます。しかしながら、横須賀港における浅海域保全・再生事業は主に利活用面や環境面の効果も期待するものであり、これらの側面からの便益の評価も検討し、浅海域の効果を適切に評価することが重要です。

一般に、利活用や環境に対する効果を主目的とした事業は緊急性が低く捉えられがちです。しかし、横須賀港における浅海域保全・再生事業は、交流人口増加による地域活性化や水・電力の供給施設など背後地の防護による市民生活の安定化を視野に入れた事業でもあり、結果として、人口減少が進んでいる横須賀市において定住促進にもつながるなど、決して緊急性が低いとは言えません。また、東京湾全体を見ても生き物が減少しているなど、早急な対策が望まれている状況であることから、環境面からも必要に迫られています。

このことを関係者全員が理解し、共通認識とした上で、意欲を持って今後の取り組みを進めていくことが必要になります。

#### 9) 事業評価

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために実施する、費用対効果分析を含む総合的な評価。新規事業採択時評価、再評価、事後評価の3段階の評価がある。

おわりに

以上のとおり、委員による活発で忌憚のない意見交換により、横須賀港の特色を活かした、横須賀港ならではの浅海域の保全・再生の形を描き出し、整備計画の策定など具体的な段階へ向けた「浅海域保全・再生のあり方」として本書をまとめました。

横須賀港における浅海域保全・再生事業は、以下のとおり、利活用・環境・防災の面から大きな効果が期待できることから、本研究会としては事業化していくべきと考え、今後実施に向けてさらなる検討を進めることを進言します。

#### 《期待できる効果》

- 利活用面では、市民が海に触れ合える空間が創出され、様々な利活用によって海に親しめる効果が期待できる。
- 環境面では、横須賀港の海域環境保全・再生の効果が期待でき、将来に亘る地元の海の幸の享受に貢献できるとともに、東京湾全体の環境への寄与や全国的にも先進的なモデルとなることが期待できる。
- 防災面では、高潮・侵食対策や大規模災害への対策として効果が期待できる。

そのためにも、横須賀市においては、厳しい財政状況の中、国の直轄・補助事業として採択されるような工夫をするとともに、民間資本の活用等も視野に入れて、まずは財源の確保に向けて多角的に検討し、併せて事業実施に必要となる予算措置に努めることを要望します。

最後に、この報告内容をもとに、横須賀市が中心となって、今後、地域住民や事業者などを含めた検討組織の設置を進め、将来の子どもたちに横須賀のより良い海辺環境を引き継ぐため、市や国が横須賀港における浅海域保全・再生事業の実現に向けて積極的に取り組んでいくことを期待します。



# 資料編

## 1 横須賀港浅海域保全・再生研究会設置要綱

(設置)

第1条 横須賀港の良好な海辺環境の保全及び再生に係る事業に関し、場所の選定、利用及び活用、整備方法、課題等の検討に資するため、横須賀港浅海域保全・再生研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 研究会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、海辺環境に関し専門的知識を有する者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長等)

第3条 研究会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、市長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 研究会の会議は、委員長が招集する。

2 研究会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は、港湾部港湾企画課において行う。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

本市の附属機関に準ずる機関の見直しに伴い、平成25年4月1日付で廃止

## 2 横須賀港浅海域保全・再生研究会条例

(設置)

第1条 横須賀港の良好な海辺環境の保全及び再生に係る事業に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀港浅海域保全・再生研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 研究会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、海辺環境に関し専門的知識を有する者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長)

第3条 研究会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 研究会の会議は、委員長が招集する。

2 研究会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 研究会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

本市の附属機関に準ずる機関の見直しに伴い、平成25年4月1日付で制定

### 3 横須賀港浅海域保全・再生研究会の開催経緯

	内容
先進事例研究① (平成 24 年 7 月 11 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大森ふるさとの浜辺公園視察</li> <li>・事業の経緯について</li> <li>・整備について</li> <li>・利活用について</li> </ul>
第 1 回 (平成 24 年 7 月 23 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検討内容</li> <li>・研究会の概要</li> <li>・横須賀港の概要</li> <li>・横須賀港の環境保全・再生の取り組み</li> <li>・浅海域保全・再生の基本方針</li> <li>・浅海域保全・再生の事例</li> <li>・今後の進め方</li> <li>・参考意見 (平成 24 年 6 月 30 日開催「よこすか自然環境セミナー」での市民からの意見)</li> </ul>
第 2 回 (平成 24 年 10 月 19 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検討内容</li> <li>・第 1 回研究会での主な意見とその対応について</li> <li>・第 1 回研究会を踏まえたスケジュール</li> <li>・浅海域利活用に向けた横須賀港の課題</li> <li>・浅海域の利活用方法</li> <li>・候補地について</li> <li>・候補地選定のためのデータの整理方法について</li> <li>○事例発表</li> <li>・「浅場再生という視点から見た東京湾・横須賀」古川委員</li> <li>・「東京湾の環境と底棲魚介類群集の変遷：1977 年～2011 年」堀口委員</li> </ul>
第 3 回 (平成 25 年 1 月 24 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○話題提供</li> <li>・「市民の視点から見た浅海域保全再生への要請」今井委員</li> <li>・「港湾における環境創造及び環境利用促進」角委員</li> <li>○検討内容</li> <li>・第 2 回研究会での主な意見とその対応について</li> <li>・各候補地の主な特性について</li> <li>・候補地の絞り込みについて</li> </ul>

<p>第4回 (平成25年5月29日)</p>	<p>○検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回研究会での主な意見とその対応について</li> <li>・浅海域の整備工法について</li> <li>・各候補地の求められる機能と整備方法について</li> <li>・財源について</li> <li>・試験的・先行的な取り組みについて</li> <li>・候補地の優先度について</li> <li>・検討会での調査項目の抽出</li> </ul>
<p>先進事例研究② (平成25年6月25日～ 26日)</p>	<p>○別府港海岸(上人ヶ浜・餅ヶ浜・北浜地区)視察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定状況について</li> <li>・整備状況について</li> <li>・管理状況について</li> <li>・利活用状況について</li> </ul>
<p>第5回 (平成25年10月30日)</p>	<p>○報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別府港海岸(上人ヶ浜・餅ヶ浜・北浜地区)視察について</li> </ul> <p>○検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回研究会での主な意見とその対応について</li> <li>・各関係者の取り組みについて</li> <li>・計画策定に向けた進め方について</li> </ul>
<p>第6回 (平成26年2月3日)</p>	<p>○検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回研究会での主な意見とその対応について</li> <li>・意見書及び報告書について</li> </ul>

#### 4 横須賀港浅海域保全・再生研究会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏名	区分	所属等	在任期間
秋元 清治	学識経験者	神奈川県水産技術センター 主任研究員	平成 24 年 7 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
今井 利為	市民団体	よこすか海の市民会議代表	平成 24 年 7 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
○岡田 知也	学識経験者	国土交通省国土技術政策総合研究所 海洋環境研究室長	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
◎近藤 健雄	学識経験者	日本大学理工学部 海洋建築工学科教授	平成 24 年 7 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
斉藤 浩昌	事業者	横須賀市東部漁業協同組合 代表理事組合長	平成 24 年 7 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
林 雄介	行政	国土交通省関東地方整備局 港湾空港部港湾計画課長	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
堀口 敏宏	学識経験者	国立環境研究所 生態系影響評価研究室	平成 24 年 7 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
山縣 延文	行政	国土交通省関東地方整備局 京浜港湾事務所長	平成 25 年 7 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
本多 和彦	行政	横須賀市環境政策部長	平成 24 年 7 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
藤田 裕行	行政	横須賀市港湾部長	平成 24 年 7 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
角 浩美	行政	国土交通省関東地方整備局 京浜港湾事務所長	平成 24 年 7 月 1 日～ 平成 25 年 7 月 1 日
△古川 恵太	学識経験者	国土交通省国土技術政策総合研究所 沿岸海洋新技術研究官	平成 24 年 7 月 1 日～ 平成 25 年 4 月 1 日
森 弘継	行政	国土交通省関東地方整備局 港湾空港部港湾計画課長	平成 24 年 7 月 1 日～ 平成 25 年 4 月 1 日

※◎印は委員長、○印は委員長職務代理者、△印は横須賀港浅海域保全・再生研究会設置要綱（平成 24 年 7 月 1 日付で制定、平成 25 年 4 月 1 日付で廃止）に基づく副委員長。

※横須賀港浅海域保全・再生研究会条例の制定に伴い、平成 25 年 4 月 1 日付で任期途中での委員解嘱及び委嘱を行っています。

5 横須賀港における浅海域保全・再生のあり方について（報告）

報告書を掲載

---

---

横須賀港浅海域保全・再生研究会報告書

平成 26 年（2014 年）3 月

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

横須賀市港湾部港湾企画課

電話：046-822-9621 FAX：046-826-3210

E-Mail：pp-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp

この印刷物は、グリーン購入法に基づく平成 25 年度横須賀市グリーン購入方針の判断基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔ランク A〕のみを用いて作成しています。

この冊子は 250 部作成し、1 部あたりの印刷経費は〇円です。

リサイクル適性 (A)



# 今後の予定について

## 1. 平成25年度末までの予定

第6回研究会  
(平成26年2月3日)

報告書（案）・報告書冊子（案）の提示

修正作業



【参考】横須賀港港湾環境計画中間評価委員会  
(近藤委員長)からの意見書提出  
(平成23年9月)

2月下旬

報告書冊子データ入稿

3月中旬

報告書冊子納品・委員へ配付

3月中旬～下旬

市長へ報告書・報告書冊子の提出

3月末

公表（HP掲載、庁内・市議会・国等へ配付等）

報告書冊子 配付先（情報提供）

- ・ 庁内各部署
- ・ 港湾審議会、環境審議会、港湾や環境に係る庁内会議
- ・ 市議会
- ・ 関東地方整備局

# 今後の予定について

## 2. 平成26年度以降の予定

